

「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案についての意見・情報の募集」に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>外国人実習生の保護として、接待（風俗サービス）をさせない事、と有るが、提供側への規制だけでなく、接待を受けようとする側にも、禁止・罰則を設けるべきではないのか。</p> <p>風俗産業では 違法・グレーゾーン行為が横行していて、先日も 未成年の外国人少女を働かせて 摘発された業者が有ったはずだ。</p> <p>風営法では 買春側への罰則が 未だに無いとはいえ、技能実習制度上の罰則としては、法律化できるはずだ。</p> <p>検討していただきたい。</p>	<p>特定技能制度及び育成就労制度においては、接待を行わせないことの確実な履行のため、農林水産省は観光庁と連携して受入機関に対して指導を行うこととし、その後の改善が認められない場合は、受入れの際に加入が必須である分野別協議会から除名を行うこととしています。</p> <p>引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
2	<p>制度の存在自体に反対です。</p> <p>「人材育成制度」と言いながら、実際は単なる労働力確保制度だからです。</p> <p>外食産業はどこの世界でも高度技術ではなく短期間で習得できる汎用労働です。高校生がアルバイトできるレベルの業務です。</p> <p>政府は「高度外国人人材」を集めると度々言っていますが、日本の高校レベルの能力を「高度」と定義しているのですか。</p> <p>他には人手不足解消になると予測して受け入れ態勢を考えているのでしょうか、現実には言葉もままならない外国人の指導と尻拭いで逆に日本人の労働負担は増えています。</p> <p>さらには「育成」なのに転職を可能とするのは育成制度として完全に破綻しています。</p>	<p>特定技能制度及び育成就労制度においては、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行うものとしています。</p> <p>また、育成就労制度は、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号の水準の技能を有する人材を育成し、確保する制度です。</p> <p>ご指摘については、分野を所管する省庁及び制度所管省庁で人手不足の状況等を考慮して検討し、有識者等の御意見を聴取した上で、分野の追加・設定が適当と判断したものです。</p> <p>引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>

	<p>先に指摘した「短期で習得できる汎用労働」であることを認めたも同然です。</p> <p>現在すでに就労ビザ制度が存在しているのにわざわざ新制度を定めるのは、より低い条件で働かせるためですよね。</p> <p>この制度の存在を正当化するために、外国人を大量に集めて制度の利用者を増やそうとしていますね。</p> <p>多くの日本人が望まない結果しか出さない改正に反対です。</p>	
--	---	--

※その他いただいた御意見に関しては、今後の施策の参考とさせていただきます。